

## 令和2年度実施施策に係る事前分析表

(文R2-11-4)

施策名	クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上	部局名	スポーツ庁 参事官（民間スポーツ担当）	作成責任者	渡辺 隆史			
施策の概要	我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。				政策評価実施予定時期	令和5年度以降に予定		
施策の予算額・執行額 (千円)	令和元年度予算額 (執行額)		令和2年度 当初予算額		施策に関する内閣の 重要施策(主なもの)	第2期スポーツ基本計画第4章 など		
	741,823 (700,610)		725,498					
達成目標1	スポーツ団体のガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底及びスポーツ仲裁等の推進、ドーピング防止活動の推進を通じて、クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上を図る。				目標設定の 考え方・根拠	第2期「スポーツ基本計画」（平成29年3月文部科学大臣決定）第3章4「クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上」を踏まえ設定。		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	R2年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	毎年度	
①スポーツ団体ガバナンスコードに基づく適合性審査で不適合とされた団体の数	—	—	—	—	—	—	0団体	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・第2期スポーツ基本計画において、「スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る。」とされており、スポーツ団体ガバナンスコードを作成した主体として、各スポーツ団体に遵守を徹底させることが求められるため、本目標値を設定した。 【出典】文部科学省調べ
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	R1年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R5年度	
②役員に対するコンプライアンスに関する教育・研修に取り組む団体の割合	42.6%	—	—	—	—	42.6%	100%	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・第2期スポーツ基本計画において、「全てのアスリート、指導者、審判員及びスタッフが能動的かつ双方向に取り組むことのできる教育研修プログラムを普及し、スポーツ・インテグリティの基盤を整備する」こととしていることを踏まえ、本目標値を設定した。 ・分母：スポーツ団体ガバナンスコードに基づく適合性審査の対象団体数（令和2年度時点） 分子：上記団体中、当該年度にコンプライアンスに関する教育研修に取り組んだ団体数 【出典】文部科学省調べ
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	R1年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R5年度	
③スポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されている障がい者スポーツ団体の割合	29.4%	—	—	—	—	29.4%	100%	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・第2期スポーツ基本計画において、「全てのスポーツ団体において、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等によりスポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されることを目指す」としている。特に障害者スポーツ団体については採択率が低いことから、重点的な支援が必要であることを踏まえ、本目標値を設定した。 ・分母：（公財）日本パラリンピック委員会の加盟数（R2年度時点） 分子：上記団体のうち、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等によりスポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されている団体の数 【出典】文部科学省調べ
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—		

測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	
	—	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R3年度		
④オリンピック・パラリンピック競技種目における国内競技連盟所属選手によるドーピング防止規則違反件数	—	2件	2件	8件	6件	2件	0件	<b>【測定指標及び目標値の設定根拠】</b> ・第2期スポーツ基本計画において、「フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、また、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にするために」ドーピング防止活動を推進することとしていることから、本目標値を設定した。 <b>【出典】</b> 文部科学省調べ	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
達成手段（開始年度）		令和元年度予算額（執行額）【百万円】		令和2年度当初予算額【百万円】		関連する指標	行政事業レビュー番号	備考	
スポーツ・インテグリティ推進事業（平成29年度）		29.1 (24.1)		47.6		①～③	0331	—	
ドーピング防止活動推進事業（平成18年度）		305.2 (269.4)		305.1		④	0333	—	
世界ドーピング防止機構等関係経費（平成13年度）		21.1 (20.9)		21.6		④	0334	—	
世界ドーピング防止機構拠出金（平成14年度）		165.3 (165.3)		165.3		④	0335	—	
スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム（平成27年度）		1171.4 (1,037.7)		1,035.2		④	0315	—	
NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン（平成26年度）		—		—		①～④	—	中央競技団体（NF）がガバナンス確立を目指す具体的指針として、平成27年3月に策定。	
スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成30年度）		—		—		④	—	ドーピング防止活動推進法の規定に基づき、文部科学大臣が、平成31年3月に決定。	
スポーツ団体ガバナンスコード（令和元年度）		—		—		①～③	—	スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範として令和元年6月、8月に策定	
昨年度事前分析表からの変更点		測定指標①を新たに追加するとともに、測定指標②③について、施策の有効性が測定できるよう指標を明確化した。							